

令和3年度 国際関係論専攻 調査研究助成金 調査・研究報告書

受給者 : B2066215 西 篤

所属 : グローバル・スタディーズ研究科 国際関係論専攻 修士課程2年

研究課題: 大国によるレジーム形成—なぜ英国は武器貿易条約を推進したのか—

#### 研究背景および研究意義

従来、安全保障の領域ではレジーム形成が困難であると考えられていたが、冷戦後、特定の兵器を禁止や制限を設けることを目的としてレジーム形成が実施され始めた。オタワプロセスやオスロプロセスでは、NGOが中心となって特定の兵器の使用による被害の非人道性を訴えることで、条約成立を目指して運動を推進した。しかし、ATTは通常兵器・小型兵器の規制を目的としており、たとえ通常兵器の非人道性が訴えることが可能だとしても、国家の安全保障の中核を支える手段として不可欠なものである。加えて、ATTは小型武器を対象としているが、小型武器は国外の安全保障および国内の治安維持に必要とされているだけでなく、男らしさや文化的な象徴として社会的な側面もある。さらにATTは通常兵器と小型武器など安全保障に重要な兵器を規制対象としながら人間の安全保障の概念を包含している。したがって、この条約交渉のプロセスを分析することは、後の軍縮や、国際政治の研究に大きく寄与するものである。

ATTは通常兵器と小型武器に関する輸出の国際的な基準を定めた初めての条約である。ATTの発効前は地域的な輸出基準は存在したものの、その基準やレベルはばらばらであった。さらにATTは、従来、軍縮条約に消極的な主要な兵器製造国が参加している。2020年には、中国が条約に加入し、また一時的であったがアメリカも2013年に署名した。条約推進国に着目してみても、オタワプロセスやオスロプロセスが、カナダやベルギーといった中小国が推進していたのとは対比的に、ATTの中心的な推進国の一国であったのは、大国であり、兵器製造国のイギリスである。そのため、これまでの条約と比較しても特徴的な点が多いATTおよびその交渉過程を研究することには大きな意義がある。

さらに先行研究においては、ATTに注目しているものが増えてきているが、依然として研究が不十分である。特に現在までの多くの先行研究は、ATTでの交渉内容や評価に留まるもので、事実を整理したものが多い。そのため、本論文では対外政策決定の枠組みを用いてATT交渉を分析するため、今後の軍縮分野の研究に分析の枠組みを提供することに貢献するものとなる。

#### 現在までの研究で明らかになったこと

今回の3冊の書籍資料の購入により、武器貿易条約に関する先行研究の整理がほぼ完了した。まず“The Arms Trade Treaty-A Commentary”では、条約の内容と解説を加えており、条約の細かな内容と意味を確認する際に不可欠であった。次に“The Arms Trade Treaty-Weapons and International Law”も同様に条約の内容と規制対象を説明して、それ

らに解説がなされているという構成である。前述した本と比べて武器貿易条約の交渉についても触れられているので、武器貿易条約の交渉過程を執筆する際に参考となった本であった。最後に“Taking Aim at the Arms Trade Treaty-NGOs, Global Civil Society and the World Military Order”では ATT における NGO の役割を検討している。この本では NGO だけでなく英国や英国国内の軍需産業と武器管理の関係についても触れてあり、参考になった。

先行研究を終えた結果として、武器貿易条約の研究は依然として検討の余地が残るものが多く、一層の研究が必要であることがわかった。特に、武器貿易条約の形成と推進に大きな役割を果たした英国の動機について、疑問を感じる主張が多い。例えば、労働党の支持率回復のためであったり、他国と条約推進コストを下げるためであったり、疑わしい主張が多かった。そのため、修士論文では改めて英国がなにを動機として、武器貿易条約を推進しようとしたのか明らかにするつもりである。そのために国際レジーム論にたつて、英国がリアリズムの論理で推進したのか、リベラリズムの論理で推進したのか、あるいはコンストラクティビズムの論理で推進したのか検証するつもりである。具体的に、英国が条約推進の際に、規範に訴えかけているが、ATT 発効により自国の輸出が制限されるようになったかを検証する。